

認知症対応型共同生活介護（介護予防）事業運営規程

（令和2年2月27日制定）

改正 令和4年12月1日 令和6年4月1日

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会が開設するグループホームふれあい館はもち（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の職員（以下「職員」という。）が、要介護者又は要支援2の者であって認知症の状態にある者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

（施設の運営方針）

第2条 運営にあつたては、利用者(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者、及び著しい行動異常がある者、並びにその者の認知症の原因となる疾患が急逝の状態にある者を除く。)の人格・人権を尊重し、利用者の立場にたったサービス提供に努めるとともに、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援する。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第3条

- (1) 名称 グループホームふれあい館はもち
- (2) 所在地 新潟県佐渡市羽茂本郷190番地1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条

- (1) 管理者 1人（兼務）

常勤にて施設の職務に従事し、職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに関係機関との連携、緊急時の対応及び、苦情処理等適切に事業を実施できるよう統括する。

- (2) 計画作成担当者 1人以上（兼務）

施設サービスにおける介護計画の作成を担当する。

計画作成担当者は、当該共同生活住居における他の職種に従事することができる。

計画作成担当者を1人配置する事業所にあつては、当該計画作成担当者は介護支援専門員をもって充てなければならない。

計画作成担当者を1を超えて配置する事業所にあつては、計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員をもって充てなければならない。

- (3) 介護職員 利用者の数が3又は、その端数を増すごとに1人以上（夜勤時間帯以外）

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(利用者の定員)

第5条 施設における利用者定員は18名(2ユニット)とする。

(施設サービスの内容及び利用料)

第6条 施設サービスの内容は次のとおりとし、施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

- (1) 入浴・排泄・食事の介助
- (2) 日常生活の援助
- (3) 自立支援
- (4) 機能訓練

2. その他の費用(契約書内に定める額)

- (1) 敷金
- (2) 居住費
- (3) 食材費
- (4) 光熱水費
- (5) 複写物の交付
- (6) 教養娯楽費
- (7) 日用品費
- (8) おむつ代
- (9) 理美容代

上記以外の費用負担が生じた場合は、利用者又は家族と協議する。

- 3 前第1項及び第2項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第7条 施設サービスを利用する者は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 要支援2又は要介護1以上の認定を受けており、かつ認知症の状態であること。
 - (2) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (3) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (4) 常時医療機関等において治療をする必要がないこと。
 - (5) 本契約に定めることを承認し、別紙「重要事項説明書」に記載する事業者の運営方針に賛同できること。
- 2 施設サービスを利用する者が、利用過程において重度化及び疾病の重症化をまねく状態、並びに近い将来において死を予見されるような状態となったとき、及び病状急変時は、別に定める「重症化・看取りに関する指針」に則った対応とする。
 - 3 入退去に関しては、組織する入退去判定委員会において検討するものとする。尚、入居者において第1項及び第2項の遵守が困難な場合には、入退去判定委員会において検討し、適切な措置を講

ずるものとする。

(身体拘束)

第8条 施設サービスの提供にあたっては、当該利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

3 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、利用者本人や家族への説明を行い、同意を得る。又、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性等を逐次検討する。

4 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第9条 管理者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元引受人（家族等）に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第10条 非常時、災害時においては、職員が利用者全員を避難場所に誘導し、利用者に被害が及ばないよう安全の確保に努める。

2 管理者は、非常災害その他緊急時に備え、非常災害に関する具体的計画を立て、防災教育を含む総合訓練・夜間訓練を関係機関の協力を得た上で年1回以上実施する。

(地域運営推進会議)

第11条 地域社会との連携を図る観点から「地域運営推進会議」を定期的開催し利用者や地域との情報交換の場を設ける。

(秘密の保持)

第12条 職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する義務を負う。

2 職員に業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(苦情等への対応)

第13条 施設サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、その概要を利用者及び家族に文書で説明する。

(衛生管理等)

第14条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第16条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の研修)

第17条 全ての認知症対応型共同生活介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために必要な研修を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第18条 施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他の事項)

第19条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務体制及び協力病院・利用料・サービス等の重要事項を施設内に掲示する。又、職員の資質向上を図るための年間研修計画に準じて実施する。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の議決によりこれを行う。

附則（令和2年2月27日）

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

附則（令和4年11月29日）

この規程は、令和4年12月1日から実施する。

附則（令和6年3月21日）

この規程は、令和6年4月1日から実施する。